

ビデオ制作実施要項

- 1．ビデオ制作にあたっては、その作品に「制作 学術情報メディアセンター」を必ず明記する。
- 2．制作後のソフトは、全学利用に供するために、学術情報メディアセンターのライブラリーとして保管する。
- 3．ビデオ制作に係る経費は、利用者負担とする。
- 4．ビデオ制作順位は、原則として「ビデオ制作検討書」の提出順位とする。

以上の要項を了解の上、「ビデオ制作依頼検討書」を学術情報メディアセンターへ提出願います。